

(参考資料 1—2)

流域治水の進め方【大阪府】

流域治水の進め方【大阪府】

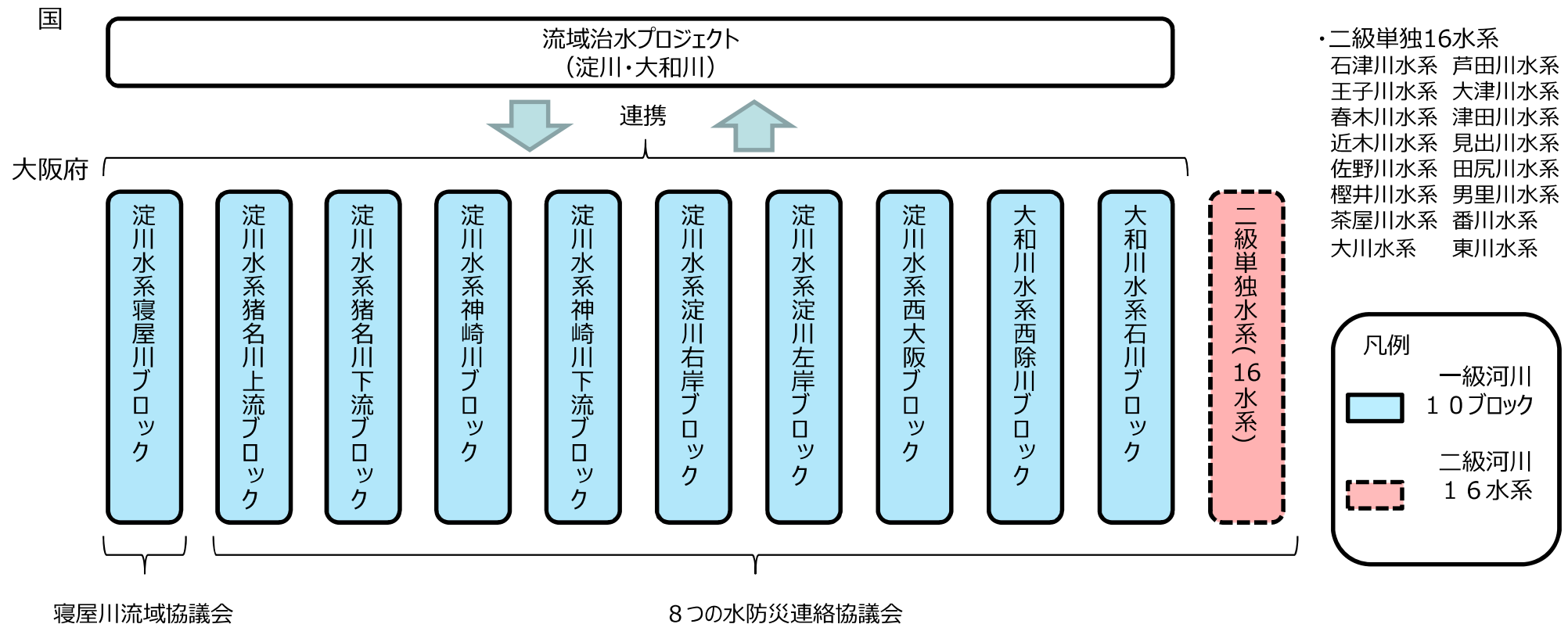
（１）流域治水の推進

水防災意識社会の再構築を一步進め、取組のさらなる強化を行うために、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進すること、また、流域治水を計画的に推進していくために、「流域治水プロジェクト」として策定・公表することが通知された。

（２）大阪府の取組

河川整備計画単位の一級河川 10ブロック、二級河川 16水系毎に「流域治水プロジェクト」を作成し、既存の協議会(※)を活用して流域治水を推進していく。

※水防法第十五条の十に基づき、8つの地域で行っている水防災連絡協議会、特定都市河川浸水被害対策法に基づき行っている寝屋川流域協議会

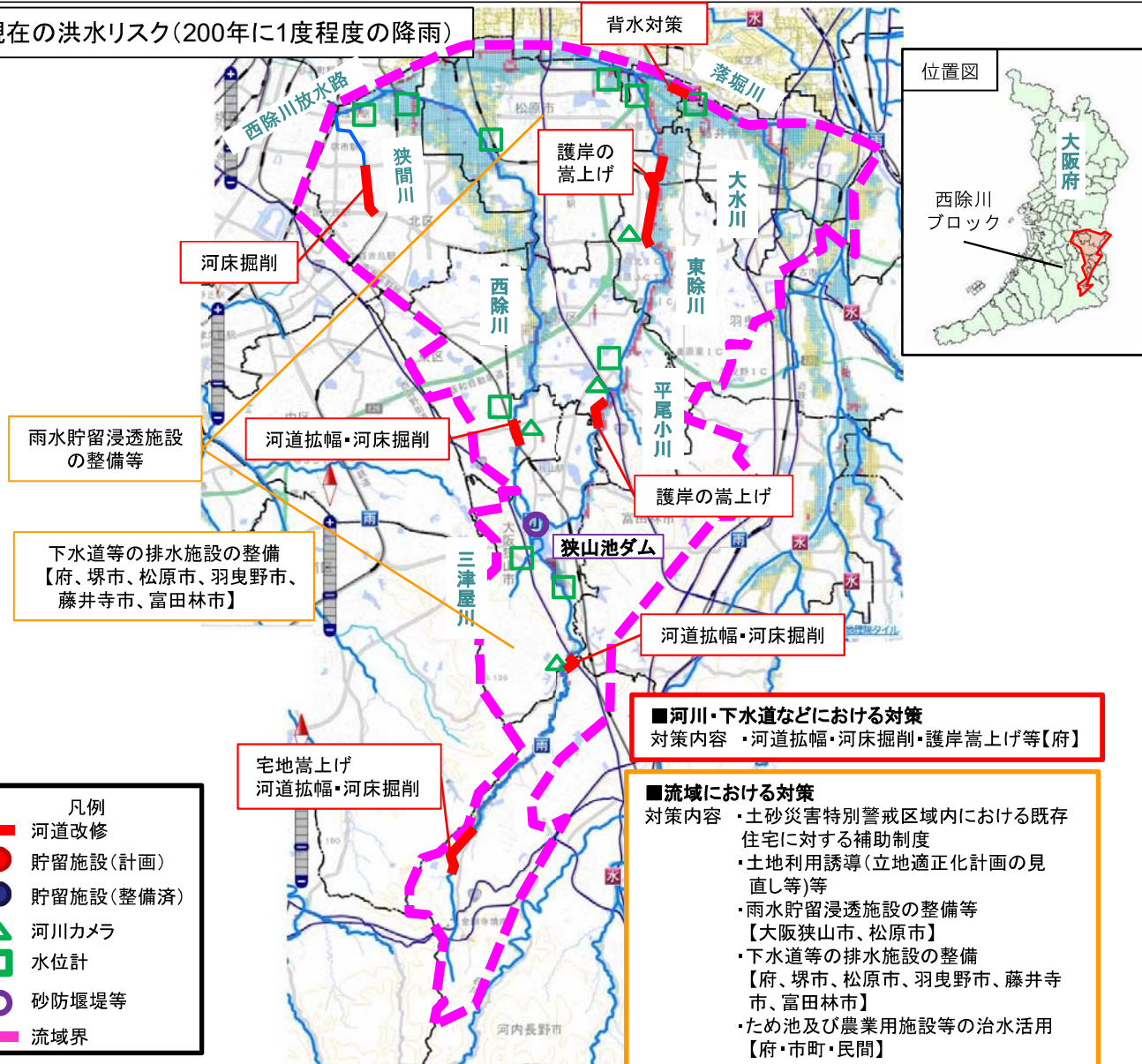


・ブロック毎に各取組を示した流域図を作成し、**河川毎のリスクに応じたきめ細やかな対策を実施**していく。

・各取組の内容及び進捗状況について、**国の流域治水プロジェクトと密に連携**を行い、進めていく。

○西除川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅・河床掘削・堤防嵩上げ等による洪水対策を実施します。西除川放水路、三津屋川、落堀川、大水川、平尾小川では、現状で当面の目標を達成しており、西除川の狭山池ダムより下流では時間雨量80ミリ程度の降雨、西除川の狭山池ダムより上流、東除川、狭間川では時間雨量50ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)



■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域タイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
 - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市】
 - ・浸水実績等の周知【府、市】
 - ・災害リスクの現地表示【市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・システムを活用した情報共有【府、市】
 - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市】
 - ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市】
 - ・水防訓練の充実【府・市】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【市】
 - ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府、市】
 - ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・施設管理の高度化の検討【府】
- ③減災・防災に関する国の支援
 - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
 - ・適正な土地利用の促進【府、市】
 - ・補助制度の活用【市】

大阪府域の流域関連自治体(9市)

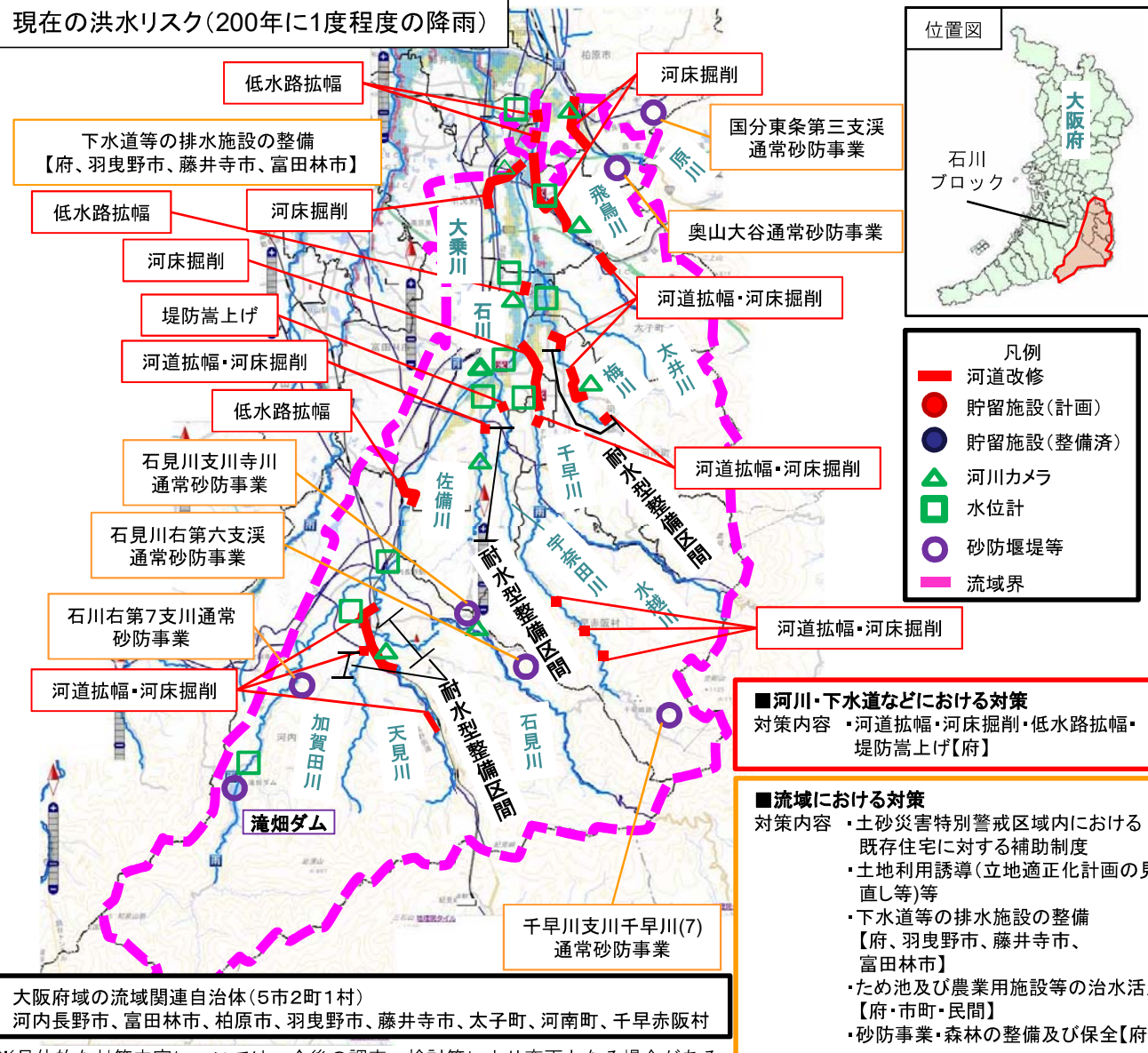
河内長野市、富田林市、大阪狭山市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、大阪市、八尾市

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○石川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削・堤防嵩上げ等または耐水型都市づくり等による洪水対策を実施します。太井川、水越川を除き、大乘川、梅川、佐備川、天見川では、時間雨量50ミリ程度の降雨、石川、飛鳥川、石見川では時間雨量65ミリ程度の降雨、千早川、宇奈田川、加賀田川、原川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。

現在の洪水リスク(200年に1度程度の降雨)



■ソフト対策(大阪府水防災連絡協議会の「地域の取組方針」に定める内容を反映)

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・ホットラインの運用(洪水・土砂)【府、市町村】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(広域タイムライン)(洪水)【府・市町村・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(市域・町域タイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認(コミュニティタイムライン)(洪水・土砂)【市町村】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
 - ・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等【府・市町村】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(洪水・土砂災害)【府、市町村】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府】
 - ・水害ハザードマップの改良、周知、活用(洪水・土砂)【府、市町村】
 - ・浸水実績等の周知【府、市町村】
 - ・災害リスクの現地表示【市町村】
 - ・防災教育の推進【府、市町村】
 - ・システムを活用した情報共有【府、市町村】
 - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【府、市町村】
 - ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)【府、市町村】
 - ・水防訓練の充実【府・市町村】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【市町村】
 - ・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町村】
 - ・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)【市町村】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等【府、市町村】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町村】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町村】
 - ・施設管理の高度化の検討【府】
- ③減災・防災に関する国の支援
 - ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
 - ・適正な土地利用の促進【府、市町村】
 - ・補助制度の活用【市町村】

※下水は市町村ごとに対象降雨が異なります。